



新潟県

平成31年度 新潟県臨時的任用職員（食品衛生監視員）募集のお知らせ

平成31年4月12日
新潟県上越地域振興局

受付期間	随時
審査日	応募を受け付け次第、別途連絡します。

●上越地域で勤務する臨時的任用職員（食品衛生監視員）を募集します。

- ・ 臨時的任用職員 正規職員の産前産後休暇・育児休業等により代替職員が必要な場合などに期限付きで採用する職員で、原則として正規職員と同様の業務に従事します。
- ・ 勤務予定期間 採用日 ～ 平成31年9月30日
 - ※ 代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されなかったり、採用されても途中で退職していただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。
 - ※ 更新により雇用期間を平成32年3月31日まで延長する場合があります。

1 採用職種・人数等

職種	人数	業務内容	勤務場所
食品衛生監視員	1人	食品営業施設の許可検査及び監視指導に関する業務、生活衛生に関する業務等	上越地域振興局健康福祉環境部 上越市春日山町3丁目8番34号

2 応募の資格

(1) 資格又は免許等

職種	資格要件
食品衛生監視員	<p>食品衛生法施行令第9条に規定する食品衛生監視員の資格を有する人（次のいずれかに該当する人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者 ・ 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師 ・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者

- ・ 栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有するもの
- ※ 採用日前日までに要件の資格を取得見込みの人、卒業見込みの人も応募できますが、取得見込みの資格等を取得できなかった場合は、採用できません。

(2) その他

- ア 県で勤務した経験のない人を優先して採用します。
- イ 県の臨時的任用職員、非常勤嘱託員又は非常勤職員(以下「臨時職員等」といいます。)として勤務することができる期間は通算して5年(臨時的任用職員の行政事務職にあつては3年)までとなりますので、臨時職員等として通算5年(臨時的任用職員の行政事務職として3年)勤務した人は応募できません。
また、当部で臨時的任用職員として勤務できる年数は通算して3年(行政事務職にあつては2年)までとなりますので、当部で臨時的任用職員として通算3年(行政事務職にあつては2年)勤務した人は応募できません。
- ウ 現在、県の臨時的任用職員である人も応募することができますが、採用の時点において、当該職を退職後1暦月以上経過していることが必要です。また、当部で非常勤嘱託員又は非常勤職員として勤務したことがある人も応募できますが、採用の時点において、当部の非常勤の職を退職後1年以上経過していることが必要です。
- エ 次のいずれか(地方公務員法第16条で規定する欠格条項)に該当する人は受験できません。
- ・ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 考査の実施

(1) 考査当日の受付

日時	会場	住所・電話番号
別途連絡する日時	新潟県上越地域振興局健康福祉環境部	上越市春日山町3丁目8番34号 電話025-524-6133

(2) 選考考査の方法

項目	内容
面接考査 受付時間(時間厳守) 面接時間の10分前	臨時的任用職員としての適性等について、一人ずつ順番に面接考査を行います。

(3) 受験にあたっての留意事項

- ア 当日は、面接時間の10分前に総務福祉課庶務係までおいでください。遅刻者は受験できません。

イ 印鑑を必ず持参してください。受付後に宣誓書に必要事項を記入・押印していただきます。

4 考査結果（合否）の通知

選考考査の結果（合否）は、概ね2週間後に電話又は郵送で通知します。

5 個人情報の開示について

この考査の結果については、新潟県個人情報保護条例第25条の規定に基づき、次のとおり口頭で開示請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が合否通知書を必ず持参の上、直接開示場所へおいでください。なお、電話による請求はできません。

開示請求ができる人	開示内容	開示期間	開示時間	開示場所
選考考査の受験者	選考考査の総合ランク	選考考査の結果（合否）通知の日から1か月間	午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）	上越地域振興局健康福祉環境部

6 勤務条件

(1) 勤務時間等

- ア 勤務日 月曜日から金曜日まで
イ 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時まで休憩）

(2) 給料（月額）

学歴、勤務経験等によって異なりますが、大学新卒者の場合、概ね月額189,300円から200,200円です。

(3) 諸手当

- ア 時間外勤務手当、休日給を支給します。
イ 期末手当、勤勉手当、住居手当（借家・借間の場合に限る。）及び通勤手当については、勤務期間に応じて支給します。

(4) その他

臨時的任用職員は、地方公務員法又は地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき任用される地方公務員であるため、正規職員と同様、次のような行為は禁止されています。

〔例〕

- ・ 職務上知り得た秘密を漏らすこと
- ・ 許可なく公務以外の営利性のある事業に従事すること 等

7 申込手続

(1) 申込方法	次のいずれかの方法により、申込書類を（5）の申込先まで持参又は郵送してください。 ア ハローワークを通じて申し込む場合 ・ 市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの ・ ハローワークから交付される紹介状 イ 県に直接申し込む場合 ・ 市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの ※ 面接時間を電話で連絡するので、履歴書には常時連絡が取れる電話番号を必ず記入してください。
----------	--

	<p>※ 郵送で申込書を提出する場合は、封筒の表に「臨時的任用職員採用選考考査受験申込」と朱書してください。</p> <p>※ インターネットやメール等で、直接申込を行うことはできませんので、必ず持参又は郵送で提出してください。</p>
(2) 添付書類	資格要件を証明する書類の写しを添付してください。
(3) 申込受付期間	随時
(4) 持参の場合の申込受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
(5) 問い合わせ先及び申込先	新潟県上越地域振興局健康福祉環境部 総務福祉課庶務係 〒943-0807 上越市春日山町3丁目8番34号 電話 025-524-6133

考査会場案内



- ・ 最寄の下車駅
えちごトキめき鉄道 春日山駅
駅から徒歩15分
- ・ タクシーの場合
直江津駅からタクシーで約10分
- ・ バスの場合
直江津駅前通から頸城自動車南本町又は新井行10分「木田停留所」で下車後徒歩約10分
- ・ 自家用車の場合
国道8号線石橋交差点より上越大通り(県道上越脇野田新井線)を直進し木田交差点右折、踏切通過後左折100メートル